

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年12月15日（平成28年（行情）諮問第715号）

答申日：平成29年7月11日（平成29年度（行情）答申第141号）

事件名：「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」の担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について』（2015年5月14日 閣議決定）の担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て。 * 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、文書10の13枚目の下から16行目1文字目ないし6文字目、17行目及び18行目の部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月16日付け情報公開第01019号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき

である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、審査請求人が平成27年5月16日付けで行った開示請求「『我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について』（2015年5月14日 閣議決定）の担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」に対し、法11条による特例延長を行い、相当部分を開示として、文書1件を対象文書として特定し、開示決定を行った際、最終決定として、20件を特定し、11件を開示、9件を一部開示とする原処分を行った（平成28年5月16日付け情報公開第01019号）。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の9文書である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書4、文書5、文書9ないし文書11、文書17（1頁目下から2行目電話及び内線番号以外の不開示部分、2頁目の不開示部分）及び文書19ないし文書21については、我が国政府部内の検討・協議の内容に関する記述及び具体的事案に係る対処例の記述であって、公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害に関する我が国政府部内の検討内容、対処方針及び具体的措置等が明らかになり、我が国に対する侵害行為が容易となり、国の安全が害されるおそれ、また他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び我が国が交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

(2) 文書17（1頁下から2行目の電話及び内線番号並びに3頁目の不開示部分）については、我が国政府機関の非公表の電話番号であり、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、原処分に対し、審査会の審議において審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができず、不開示部分を直接指さして特定するという方法がとれないため、不開示部分の特定の仕方が不十分である旨主張するが、外務省は、不開示とすべき部分を明確に特定の上、示しており、審査請求人の主張は当たらない。

(2) 審査請求人は、記録された内容を精査し、支障がない部分については開示すべきである旨主張するが、外務省は上記3のとおり、対象文書を

精査した上で、法5条各号に該当する部分を不開示としたのであり、審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年4月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年7月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」（2015年5月14日閣議決定）の担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全ての開示を求めるものである。

本件対象文書は、原処分で一部開示とされた別紙の9文書である。

諮問庁は、本件対象文書が法5条3号、5号及び6号に該当するととして一部開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 武力攻撃に至らない侵害として想定される事案の政府の対処要領等に係る情報について

文書4、文書5、文書9、文書10（ただし、13枚目の下から16行目1文字目ないし6文字目、17行目及び18行目の不開示部分を除く。）、文書11及び文書19ないし文書21の不開示部分については、武力攻撃に至らない侵害として想定される事案の政府の対処要領等について検討した内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害への対処のために我が国政府が講じる具体的措置及びその検討内容等が明らかとなり、我が国の安全を阻害しようとする相手方をして、これを踏まえた対抗措置や行動を採ることを容易ならしめるなど、関係政府機関の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について検討するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、文書10の13枚目の下から16行目1文字目ないし

6文字目，17行目及び18行目の不開示部分については，別件の開示決定において同旨の情報が開示されており，これを公にしたとしても，国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められず，また，今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められないことから，法5条3号及び5号のいずれにも該当せず，開示すべきである。

(2) 海上保安庁が対応した具体的事案に係る情報について

文書17(1枚目下から2行目の電話番号及び内線番号並びに3枚目の不開示部分を除く。)の不開示部分には，海上保安庁が対応した具体的事案及びそれに対する同庁の対応等に係る情報が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，具体的事案が発生した際の海上保安庁の態勢，連絡要領及び対応方針等が明らかとなり，海上保安庁の活動を阻害しようとする相手方をして，対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど，同庁の任務の効果的な遂行に支障が生じ，ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，同条5号について検討するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(3) 我が国政府機関の非公表の電話番号等に係る情報について

文書17の1枚目下から2行目右から1文字目ないし4文字目及び7文字目ないし15文字目並びに3枚目の不開示部分では，国の機関の非公表の電話番号及び内線番号が開示とされている。

当該部分は，これを公にすることにより，緊急用及び部外との連絡用の連絡先が明らかとなって，いたずらや偽計等に使用されることにより，国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので，法5条6号柱書きに該当し，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条3号，5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については，文書10の13枚目の下から16行目1文字目ないし6文字目，17行目及び18行目の不開示部分は，同条3号及び5号のいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので，同条5号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であ

ると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 4 武力攻撃に至らない侵害への対処に関するコア関係省庁会議（課長級） 議事次第（8月22日）
- 文書 5 武力攻撃に至らない侵害への対処に関する関係省庁連絡会議 議事次第（8月29日）
- 文書 9 法制局提出資料（参考資料）：「国の存立を全うし，国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（平成26年7月1日閣議決定）」の「1 武力攻撃に至らない侵害への対処」のうち，どの部分を措置しているのかについて
- 文書 10 法制局提出資料：参考資料
- 文書 11 法制局提出資料：ご質問への回答（閣議決定「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について（案）」関係）
- 文書 17 海上保安庁連絡事項
- 文書 19 我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処についての関係省庁申合せ
- 文書 20 離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処についての関係省庁申合せ
- 文書 21 公海上で我が国民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について関係省庁申合せ